

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人和歌山大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人和歌山大学役員給与規程により、給与については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その職務に応じて100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成22年人事院勧告に準拠して、給与法に定める指定職俸給表を参考とし俸給月額を約0.2%引き下げ（平成22年12月1日より改定）、期末特別手当の支給月数を平成22年12月期で0.15月分、平成23年度以降を年間0.15月分、それぞれ引き下げることにした。
また、12月期の期末特別手当において、年間給与で民間給与との実質的な均衡を図るための特例措置（平成22年4月から11月までの役員俸給・地域手当・期末特別手当の0.28%分を減額）を実施した。更に、55歳を超える常勤役員の俸給等の支給額について、一律1.5%減額する改正を行った。

理事

平成22年人事院勧告に準拠して、給与法に定める指定職俸給表を参考とし、俸給月額を約0.2%引き下げ（平成22年12月1日より改定）期末特別手当の支給月数を平成22年12月期で0.15月分、平成23年度以降を年間0.15月分、それぞれ引き下げることにした。
また、12月期の期末特別手当において、年間給与で民間給与との実質的な均衡を図るための特例措置（平成22年4月から11月までの役員俸給・地域手当・期末特別手当の0.28%分を減額）を実施した。更に、55歳を超える常勤役員の俸給等の支給額について、一律1.5%減額する改正を行った。

理事
(非常勤)

常勤役員の俸給月額引き下げに伴い、非常勤役員手当の月額について約1.4%引き下げを行った。

監事

該当者なし。

監事
(非常勤)

常勤役員の俸給月額引き下げに伴い、非常勤役員手当の月額について約1.4%引き下げを行った。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,587	千円 11,824	千円 4,277	千円 354(地域手当) 130(通勤手当)			
A理事	千円 13,061	千円 9,329	千円 3,374	千円 279(地域手当) 78(通勤手当)			
B理事	千円 13,369	千円 9,329	千円 3,374	千円 279(地域手当) 385(通勤手当)			
C理事	千円 11,924	千円 7,816	千円 3,058	千円 1000(地域手当) 49(通勤手当)			◇
D理事 (非常勤)	千円 3,544	千円 3,344	千円 0	千円 200(交通費)			
A監事 (非常勤)	千円 882	千円 836	千円 0	千円 46(交通費)			※
B監事 (非常勤)	千円 841	千円 836	千円 0	千円 5(交通費)	4月1日		

注1：総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2：地域手当とは、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して和歌山県和歌山市に所在する事業所に勤務する役職員に支給しているものである。

注3：「前職」欄の「◇」は役員出向者であることを示す。

注4：「前職」欄の「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円	年 月			該当者なし	
理事B	千円	年 月			該当者なし	
理事A (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
理事B (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事A	千円	年 月			該当者なし	
監事B	千円	年 月			該当者なし	
監事A (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事B (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1：「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2：「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・効率化等を図り、かつ教職員のインセンティブを消失せしめないような人事政策（給与制度）を検討し、それらに基づいた適正な人件費管理を行うこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費が、その大部分について国からの運営費交付金及び授業料に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	基準日（6月1日・12月1日）以前6ヶ月以内の期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合（成績率）に基づき支給される。
俸給月額 (昇給)	勤務評定の結果等を踏まえ、勤務成績が適切に反映されるよう、昇給区分に応じた号棒数上位の号棒に昇給させることができる。
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- 平成22年人事院勧告に準拠し、下記の施策を実施した。
 - 平成22年12月1日より全俸給表を改定し、俸給月額について平均0.1%の引き下げを行った。（外国人教師は当該契約期間においては未改定。）
また、給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額について、平成18年3月31日に当該教職員が受けていた俸給月額に99.59/100を乗じて得た額に引き下げを行った。（再雇用職員以外。また、外国人教師は当該契約期間においては未改定。）
 - 期末・勤勉手当の平成22年12月期分及び平成23年度以降の年間支給月数を、それぞれ0.2月分引き下げた。（再雇用職員はそれぞれ0.1月分。）
 - 55歳を超える常勤教職員（一般職俸給表（一）5級相当以下の教職員を除く）の俸給等の支給額について、一律1.5%引き下げを行った。
- 観光学部に平成23年度入試よりA0入試が導入されたことに伴い、入試手当の支給対象となる選抜の種類を追加した。
- 給与構造改革による昇給抑制の回復措置として、平成23年4月1日において43歳に満たない常勤教職員のうち、平成22年1月1日に昇給抑制措置を受けた者の号棒を平成23年4月1日に1号棒上位に調整する改正を行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

[年棒制適用者以外]

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	423	46.2	7,579	5,670	169	1,909
事務・技術	101	41.0	5,207	3,942	111	1,265
教育職種 (大学教員)	253	49.4	8,791	6,534	221	2,257
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1					
教育職種 (附属高校教員)	25	43.1	7,004	5,326	64	1,678
教育職種 (附属義務教育学校教員)	42	41.2	6,414	4,892	66	1,522
その他医療職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	2					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	2					
再任用職員	3	61.8	3,653	3,115	145	538
事務・技術	2					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1					

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
非常勤職員	2人		千円	千円	千円	千円
事務・技術	1人		千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	1人		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：常勤職員の技能・労務職種及びその他医療職種（看護師）、任期付職員の教育職種（外国人教師等）、再任用職員の事務・技術職種及び技能・労務職種、非常勤職員の事務・技術職種及び教育職種（大学教員）については該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3：「教育職種（附属高校教員）」とは、附属特別支援学校教員を示す。

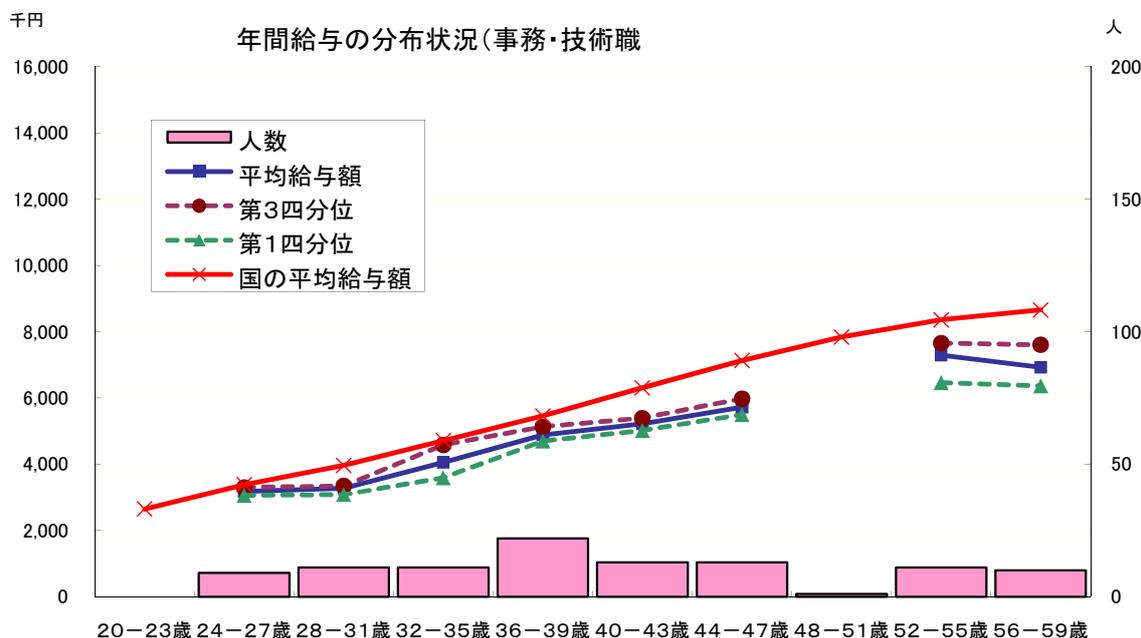
[年棒制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
任期付職員	12人	40.5	4,254千円	4,254千円	114千円	0千円
事務・技術	3人	41.5	2,788千円	2,788千円	68千円	0千円
教育職種 (大学教員)	8人	40.4	4,955千円	4,955千円	140千円	0千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	1人		千円	千円	千円	千円

注1：任期付職員の教育職種（附属義務教育学校教員）については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況（事務・技術職員／教育職員（大学教員））
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

（事務・技術職員）



注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2：年齢48～51歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

（事務・技術職員）

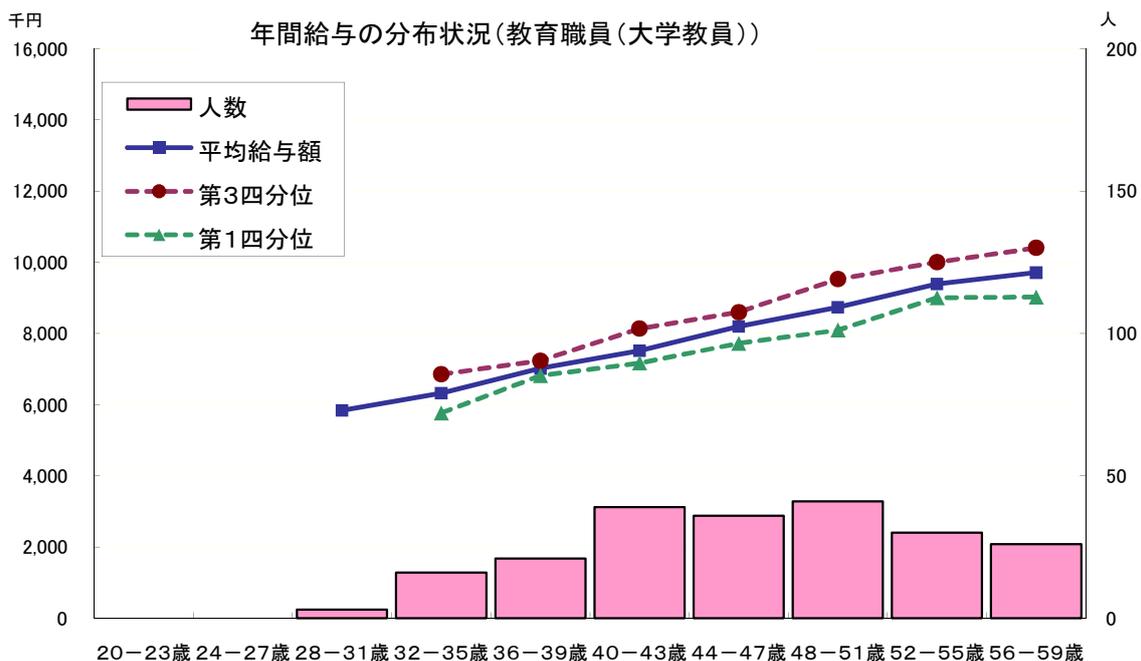
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・課長	12	55.0	6,431	7,597	7,899
・課長補佐	13	51.2	6,280	6,432	6,655
・係長	30	43.4	5,009	5,424	5,742
・主任	18	37.1	4,320	4,607	5,001
・係員	28	30.1	3,116	3,367	3,527

注1：「課長」には、課長相当職である「事務長」を含む。

注2：「課長補佐」には、課長補佐相当職である「事務長補佐」および「専門員」を含む。

注3：「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

(教育職員 (大学教員))



注1：年齢28～31歳の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員 (大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・教授	136	55.1	8,972	9,694	10,395
・准教授	92	43.6	7,104	7,559	8,104
・講師	8	38.5	6,296	6,885	7,183
・助教	14	38.1	5,645	5,940	6,276
・教務職員	3	49.8	-	5,417	-

注1：教務職員の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等（平成23年4月1日現在）
（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長
人員 (割合)	101 人	19 人 (18.8 %)	12 人 (11.9 %)	42 人 (41.6 %)	15 人 (14.9 %)	10 人 (9.9 %)
年齢 (最高～最低)		33 } 24 歳	43 } 29 歳	47 } 35 歳	59 } 45 歳	59 } 39 歳
所定内給与年額 (最高～最低)		2,701 } 2,149 千円	3,485 } 2,561 千円	4,729 } 2,750 千円	5,586 } 4,114 千円	6,477 } 4,588 千円
年間給与額 (最高～最低)		3,463 } 2,839 千円	4,583 } 3,384 千円	6,261 } 3,702 千円	7,446 } 5,615 千円	8,415 } 6,301 千円
区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長	局長	局長
人員 (割合)		3 人 (3.0 %)	0 人 (0.0 %)	0 人 (0.0 %)	0 人 (0.0 %)	0 人 (0.0 %)
年齢 (最高～最低)		59 } 54 歳	} 歳	} 歳	} 歳	} 歳
所定内給与年額 (最高～最低)		7,357 } 5,907 千円	} 千円	} 千円	} 千円	} 千円
年間給与額 (最高～最低)		9,537 } 7,899 千円	} 千円	} 千円	} 千円	} 千円

（教育職員（大学教員））

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手 教務職員	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	253 人	3 人 (1.2 %)	14 人 (5.5 %)	8 人 (3.2 %)	92 人 (36.4 %)	136 人 (53.8 %)	0 人 (0.0 %)
年齢 (最高～最低)		51 } 46 歳	48 } 31 歳	52 } 31 歳	62 } 31 歳	64 } 39 歳	} 歳
所定内給与年額 (最高～最低)		4,152 } 3,831 千円	5,059 } 4,016 千円	5,738 } 4,648 千円	6,665 } 4,147 千円	8,520 } 5,585 千円	} 千円
年間給与額 (最高～最低)		5,599 } 5,165 千円	6,637 } 5,409 千円	7,720 } 6,252 千円	9,017 } 5,663 千円	11,675 } 7,511 千円	} 千円

④ 賞与（平成22年度）における査定部分の比率
 （事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 64.8	% 67.2	% 66.0
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.2	% 32.8	% 34.0
	最高～最低	% 40.4～33.2	% 37.5～29.9	% 36.4～31.5
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 64.6	% 67.9	% 66.3
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.4	% 32.1	% 33.7
	最高～最低	% 41.0～32.0	% 37.5～28.7	% 37.8～30.3

（教育職員（大学教員））

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 64.3	% 67.2	% 65.8
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.7	% 32.8	% 34.2
	最高～最低	% 41.0～33.6	% 37.5～30.1	% 38.8～31.9
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 64.5	% 68.0	% 66.3
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.5	% 32.0	% 33.7
	最高～最低	% 41.0～32.9	% 37.5～28.8	% 38.8～31.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準（年額）の比較指標
（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

対国家公務員（行政職（一）） 84.8

対他の国立大学法人等 96.5

（教育職員（大学教員））

対他の国立大学法人等 98.1

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	84.8	
	参考	地域勘案	91.1
		学歴勘案	83.9
	地域・学歴勘案	90.8	
国に比べ給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 57.6% （国からの財政支出額 4,163,301千円、支出予算の総額 7,230,165千円：平成22年度予算） 【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は高いが、累積欠損額もなく、対国家公務員指数も100未満であり、当法人の給与水準は適切な状況にあると思われる。		
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き社会の一般情勢に適合したものとなるよう努める。		

○教育職員（大学教員）と国家公務員との給与水準の比較指標 95.0

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職（一）と行政職（一）の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員（大学教員）と国の行政職（一）の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,684,864	千円 3,759,621	千円 (%) △74,757 (△2.0)	千円 (%) — (—)
退職手当支給額 (B)	千円 434,255	千円 476,215	千円 (%) △41,960 (△8.8)	千円 (%) — (—)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 490,063	千円 425,936	千円 (%) 64,127 (15.1)	千円 (%) — (—)
福利厚生費 (D)	千円 492,917	千円 474,974	千円 (%) 17,943 (3.8)	千円 (%) — (—)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,102,099	千円 5,136,746	千円 (%) △34,647 (△0.7)	千円 (%) — (—)

注：財務諸表附属明細書「役員及び職員の給与明細」では受託研究費等により雇用される職員に係る費用、人材派遣契約に係る費用及び福利厚生費を計上していないため、本表とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 給与、報酬等支給総額の対前年度比は△2.0%で、主な要因は常勤職員数の減少（493人→486人（年度末））によるものと推測される。
また、最広義人件費の対前年度比は△0.7%で、主な要因は、非常勤役職員等給与が15.1%、福利厚生費が3.8%それぞれ増加したものの、給与等支給総額が2.0%減少、および退職手当支給額が8.8%それぞれ減少したためである。
- ② i) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。
更に、「経済財政運営と財政構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
ii) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

iii) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給 総額 (千円)	4,287,591	4,042,109	4,013,815	3,985,763	3,759,621	3,684,864
人件費削減率 (%)		△ 5.7	△ 6.4	△ 7.0	△ 12.3	△ 14.1
人件費削減率 (補正值) (%)		△ 5.7	△ 7.1	△ 7.7	△10.6	△10.9

「人件費削減率（補正值）」とは、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職（一）職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%である。
基準年度（平成17年度）の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし